

ID: 5345

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可(変更及び廃止許可を含む。)		
法令名 根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第10条		
法令番号	昭和23年法律第48号		
【基準】 法第10条の規定による。 第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日